

(新)

第四号様式 (第四条第一項)

委 任 状

年 月 日

様

住所
氏名

私は、次の者を代理人と定め、聴聞（弁明）に関する一切の行為を委任します。

聴聞（弁明）の件名	
氏 名	
住 所	

(旧)

第四号様式 (第四条第一項)

委 任 状

年 月 日

様

住所
氏名

私は、次の者を代理人と定め、聴聞（弁明）に関する一切の行為を委任します。

聴聞（弁明）の件名	
氏 名	
住 所	

(新)

第五号様式 (第四条第二項)

代理人資格喪失届

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

次の代理人は、その資格を失ったので、届け出ます。

聴聞 (弁明) の件名	
氏 名	
住 所	

(旧)

第五号様式 (第四条第二項)

代理人資格喪失届

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

次の代理人は、その資格を失ったので、届け出ます。

聴聞 (弁明) の件名	
氏 名	
住 所	

(新)

第六号様式 (第五条第一項)

参加許可申請書

年 月 日

主宰者 様

申請者 住所
氏名 _____

次の聴聞に関する手続に参加したいので、〔行政手続法第17条第1項
千葉県行政手続条例第17条第1項〕の規
定により許可して下さるよう申請します。

聴聞の件名	
利害関係の内容	

(旧)

第六号様式 (第五条第一項)

参加許可申請書

年 月 日

主宰者 様

申請者 住所
氏名 _____ 印

次の聴聞に関する手続に参加したいので、〔行政手続法第17条第1項
千葉県行政手続条例第17条第1項〕の規
定により許可して下さるよう申請します。

聴聞の件名	
利害関係の内容	

(新)

第七号様式 (第五条第二項)

参加許可通知書

第 号
年 月 日

様

主宰者

年 月 日付けで申請のあった聴聞に関する手続への参加については、
〔行政手続法第17条第1項
千葉県行政手続条例第17条第1項〕の規定により次のとおり許可したので通知しま
す。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞に関する事務 を所掌する組織の 名称及び所在地	

(旧)

第七号様式 (第五条第二項)

参加許可通知書

第 号
年 月 日

様

主宰者



年 月 日付けで申請のあった聴聞に関する手続への参加については、
〔行政手続法第17条第1項
千葉県行政手続条例第17条第1項〕の規定により次のとおり許可したので通知しま
す。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞に関する事務 を所掌する組織の 名称及び所在地	

(新)

第八号様式 (第六条第一項)

資料 閲 覧 請 求 書

年 月 日

様

請求者 住所
氏名

〔行政手続法第18条第1項
千葉県行政手続条例第18条第1項〕の規定により、次のとおり不利益処分の原因
となる事実を証する資料の閲覧を請求します。

聴 聞 の 件 名	
閲 覧 し よ う と す る 資 料 の 名 称	

(旧)

第八号様式 (第六条第一項)

資料 閲 覧 請 求 書

年 月 日

様

請求者 住所
氏名



〔行政手続法第18条第1項
千葉県行政手続条例第18条第1項〕の規定により、次のとおり不利益処分の原因
となる事実を証する資料の閲覧を請求します。

聴 聞 の 件 名	
閲 覧 し よ う と す る 資 料 の 名 称	

(新)

第九号様式 (第八条第一項)

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主宰者 様

申請者 住所
氏名

次の聴聞について補佐人とともに出頭したいので、〔行政手続法第20条第3項
千葉県行政手続条例第20条第3
項〕の規定により許可して下さるよう申請します。

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	
補佐する事項	

(旧)

第九号様式 (第八条第一項)

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主宰者 様

申請者 住所
氏名



次の聴聞について補佐人とともに出頭したいので、〔行政手続法第20条第3項
千葉県行政手続条例第20条第3
項〕の規定により許可して下さるよう申請します。

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	
補佐する事項	

(新)

第十号様式 (第八条第二項)

補佐人出頭許可通知書

第 号
年 月 日

様

主宰者

年 月 日付けで申請のあった、補佐人とともに出頭することについて
は、〔行政手続法第20条第3項
千葉県行政手続条例第20条第3項〕の規定により次のとおり許可したので通知し
ます。

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	

(旧)

第十号様式 (第八条第二項)

補佐人出頭許可通知書

第 号
年 月 日

様

主宰者



年 月 日付けで申請のあった、補佐人とともに出頭することについて
は、〔行政手続法第20条第3項
千葉県行政手続条例第20条第3項〕の規定により次のとおり許可したので通知し
ます。

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	

(新)

第十一号様式 (第十二条)

聴 聞 続 行 通 知 書

第 号
年 月 日

様

主宰者

次のとおり聴聞を続行するので、〔行政手続法第22条第2項
千葉県行政手続条例第22条第2項〕の規定により
通知します。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	

(旧)

第十一号様式 (第十二条)

聴 聞 続 行 通 知 書

第 号
年 月 日

様

主宰者



次のとおり聴聞を続行するので、〔行政手続法第22条第2項
千葉県行政手続条例第22条第2項〕の規定により
通知します。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	

(新)

第十二号様式 (第十三条第一項)

聴 聞 調 書 第 号 年 月 日 職名 主宰者 氏名	
聴聞の件名	
聴聞の期日	年 月 日
聴聞の場所	
出頭した当事者 (代理人・補佐人) の住所及び氏名	
出頭した参加人 (代理人・補佐人) の住所及び氏名	
出頭しなかった当事者 の住所及び氏名並に 出頭しなかった正当 な理由の有無	
出頭しなかった参加 人の住所及び氏名	
行政庁の職員の名 職名及び氏名	
行政庁の職員のみ 説明の旨	
当事者、参加人、代 理人及び補佐人の陳 述の要旨(提出する 見の陳述を含む。)	
証拠書類等の標目	
その他参考と なるべき事項	

(旧)

第十二号様式 (第十三条第一項)

聴 聞 調 書 第 号 年 月 日 職名 主宰者 氏名	
聴聞の件名	
聴聞の期日	年 月 日
聴聞の場所	
出頭した当事者 (代理人・補佐人) の住所及び氏名	
出頭した参加人 (代理人・補佐人) の住所及び氏名	
出頭しなかった当事者 の住所及び氏名並に 出頭しなかった正当 な理由の有無	
出頭しなかった参加 人の住所及び氏名	
行政庁の職員の名 職名及び氏名	
行政庁の職員のみ 説明の旨	
当事者、参加人、代 理人及び補佐人の陳 述の要旨(提出する 見の陳述を含む。)	
証拠書類等の標目	
その他参考と なるべき事項	

(新)

第十三号様式 (第十三条第三項)

報 告 書

第 号
年 月 日

様

主宰者 _____

次の聴聞が終結したので、〔行政手続法第24条第3項
千葉県行政手続条例第24条第3項〕の規定により報告し
ます。

聴聞の件名	
不利益処分の原因 となる事実に対す ず当事者及び参加 人の主張並びにそ の理由	
主宰者の意見	


(旧)

第十三号様式 (第十三条第三項)

報 告 書

第 号
年 月 日

様

主宰者 

次の聴聞が終結したので、〔行政手続法第24条第3項
千葉県行政手続条例第24条第3項〕の規定により報告し
ます。

聴聞の件名	
不利益処分の原因 となる事実に対す ず当事者及び参加 人の主張並びにそ の理由	
主宰者の意見	

(新)

第十四号様式 (第十四条第一項)

聴聞調書・報告書閲覧請求書

年 月 日

様

請求者 住所
氏名

〔行政手続法第24条第4項
千葉県行政手続条例第24条第4項〕の規定により、次のとおり聴聞調書又は報告書の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする書類の名称	

注 聴聞の終結前であつては当該聴聞の主宰者に、聴聞の終結後であつては行政庁に請求すること。

(旧)

第十四号様式 (第十四条第一項)

聴聞調書・報告書閲覧請求書

年 月 日

様

請求者 住所
氏名

〔行政手続法第24条第4項
千葉県行政手続条例第24条第4項〕の規定により、次のとおり聴聞調書又は報告書の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする書類の名称	

注 聴聞の終結前であつては当該聴聞の主宰者に、聴聞の終結後であつては行政庁に請求すること。

(新)

第十五号様式 (第十五条)

聴 聞 再 開 通 知 書

第 号
年 月 日

様

主宰者 _____

次のとおり聴聞を再開するので、〔行政手続法第25条において準用する同法第22条第2項
〔千葉県行政手続条例第25条において準用する同条

2項
例第22条第2項〕の規定により通知します。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	

(旧)

第十五号様式 (第十五条)

聴 聞 再 開 通 知 書

第 号
年 月 日

様

主宰者



次のとおり聴聞を再開するので、〔行政手続法第25条において準用する同法第22条第2項
〔千葉県行政手続条例第25条において準用する同条

2項
例第22条第2項〕の規定により通知します。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	